に係る密度補正Ⅲに用いる密度	にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第六号2算式の符号Cにあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定する。
「その他の教育費」に係る密度補正Ⅳに用いる密度	一として算定する。
「生活保護費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村が市の場合においては、当該市の被生活保護者等の数、被生活保護者等の実数及び被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数の算出に用いる前年度における生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を受けた者の数（以下「各扶助人員数」という。）を算定前年度の算定に用いた当該合併関係市町村ごとの当該数値（合併前において福祉事務所設置町村以外の町村であつた合併関係市町村については、算定前年度の当該合併関係市町村に係る数として当該都道府県知事が調査した数とする。）によつてそれぞれ按分し、当該新市町村が福祉事務所設置町村の場合においては、当該福祉事務所設置町村の各扶助人員数を当該合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分して算出した各数値を用いて算定する。
「社会福祉費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）を施設の所在地によつて合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村の障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数、日中活動系サービス利用者数及び訪問系サービス利用者数を算定前年度の合併関係市町村の当該数値（ただし、平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設入所支援利用者（新体系）、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設訓練等支援費支給決定者数、平成十九年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の知的障害者支援措置人員）によつて按分し、前年度私立保育所等費用額、前年度私立保育所等利用者負担額、前年度私立保育所等在籍人員数及び第九条第一項の表市町村の項第八号1算式アの符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用い、当該新市町村の公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加

担額、前年度私立保育所等在籍人員数及び第九条第一項の表市町村の項第八号1算式アの符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用い、当該新市町村の公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）、特別利用保育等に係る子どもの数、私立保育所在籍人員数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育に係る子どもの数、児童数（3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）、児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）、児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）、児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）、児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分）、児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）及び児童扶養手当支給者数を合併関係市町村ごとの人口によつて按分して算出した数値を用いて算定するものとし、「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の診療所の数、診療所の病床数、簡易水道等給水人口、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、高料金対策簡易水道有収水量、市町村立等病院病床数、市町村立等病院特例病床数、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数、市町村立等病院事業債元利償還金、市町村立等病院事業債同意等額、市町村立大学附属病院事業債元利償還金、市町村立大学附属病院事業債同意等額、市町村病院事業一般会計出資債同意等額、救急告示病院数、救急告示等病床数、高料金対策上水道資本費、高料金対策上水道有収水量、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金、市町村上水道一般会計出資債同意等額並びに市町村立看護師等養成所生徒数を合併関係市町村ごとに分別（ただし、簡易水道事業債元利償還金、簡易水道事業債許可額、上水道水資源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金、上水道一般会計出資債元利償還金及び市町村上水道一般会計出資債同意等額にあつては、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合においては人口によつて按分）し、当該新市町村の七㈥割軽減保険料軽減者数、七㈥割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計、減額した世帯別平等割額計、平成二十